2	別表	
_	指定旧法施設支援単位数表	
	第 1 旧身体障害者更生施設支援	
	1 旧身体障害者更生施設支援費(1日につき)	
	イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設の場合	
	(1) 入所による指定旧法施設支援を行う場合(身体障害者(身体障害者福祉	止法(昭和24年法律
$\hat{}$	第283号)第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。)に対する指揮	E旧法施設支援を行
帅	う場合に限る。)	
4	├ 入所定員(通所による入所者の定員を除く。以下同じ。)が40人以下の	の場合
Ŋ	a 区分A	965 単位
S	b 区分B	772 単位
無	c 区分C	655 単位
号外	□ 入所定員が41人以上60人以下の場合	
<u> </u>	a 区分A	689 単位
	b 区分B	531 単位
	c 区分C	402 単位
	😑 入所定員が61人以上90人以下の場合	
	a 区分A	643 単位
	b 区分B	459 単位
쁖	c 区分C	324 単位
1121	四 入所定員が91人以上の場合	
	a 区分A	570 単位
	b 区分B	395 単位
佪	c 区分C	296 単位
Тит	(2) 通所による指定旧法施設支援を行う場合	
	→ 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	
	a 区分A	403 単位
細	b 区分B	394 単位
汨羅	c 区分C	384単位
,	二 知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的降	章害者のうち18歳以
Ш	上である者をいう。以下同じ。)に対する指定旧法施設支援を行う場合	
0	a 区分A	551単位
U	b 区分B	514 単位
町	c 区分C	477単位
0	□ 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年	- ,
卅	条に規定する精神障害者のうち18歳以上である者(知的障害者を除く。)	
ω	に対する指定旧法施設支援を行う場合	420単位
_	ロ 旧指定内部障害者更生施設の場合	┴ ╊╧╗╅┲┹╱╸╸18
珱	(1) 入所による指定旧法施設支援を行う場合(身体障害者に対する指定旧法	太施設文援を行つ場
計	合に限る。)	
	│	1 000 14 14
	a 区分A	1,006単位
	b 区分B	813単位
	c 区分C	697単位

二) 入所定員が41人以上60人以下の場合	
a 区分A	730単位
b 区分B	572単位
c 区分C	443単位
😑 入所定員が61人以上90人以下の場合	
a 区分A	685単位
b 区分B	500単位
c 区分C	366単位
四 入所定員が91人以上の場合	
a 区分A	611単位
b 区分B	437単位
c 区分C	338単位
(2) 通所による指定旧法施設支援を行う場合	
→ 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	
a 区分A	403単位
b 区分B	394単位
c 区分C	384単位
二) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	
a 区分A	551単位
b 区分B	514単位
c 区分C	477単位
😑 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	420単位
主1 障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令((平成18
午原生学働名会第160号 以下「敕儀名会・という NE F A 廃止前の指定負休陪室割	₹ 面 仕 旃

- 年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の指定身体障害者更生施 設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号。以下「指定身体障害者施 設基準」という。)第2条第1号イに規定する指定肢体不自由者更生施設、同号口に規定する 指定視覚障害者更生施設(以下「旧指定視覚障害者更生施設」という。) 同号八に規定する 指定聴覚・言語障害者更生施設(以下「旧指定聴覚・言語障害者更生施設」という。)及び同 号二に規定する指定内部障害者更生施設(以下「旧指定内部障害者更生施設」という。)(以 下「旧指定身体障害者更生施設」と総称する。心おいて、指定旧法施設支援を行った場合に、 入所者の障害種別及び身体障害程度区分(法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福 祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。)第17条の10第4項に規定する身体障害程度区分 をいう。)又は知的障害程度区分(法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以 下「旧知的障害者福祉法」という。)第15条の11第4項に規定する知的障害程度区分をいう。 以下同じ。)(以下「障害種別等」と総称する。)に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。 ただし、地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合にあっては、所定単位数 の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 2 旧身体障害者更生施設支援費の算定において、入所者の数が別に厚生労働大臣が定める基 準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。
- 3 専ら旧指定身体障害者更生施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの として都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者更生施設において、入所による指定旧法施 設支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1	入所定員が40人以下の場合	58単位
	入所定員が41人以上60人以下の場合	34単位
八	入所定員が61人以上90人以下の場合	24単位
=	入所定員が91人以上の場合	17単位